

1. 議事日程（令和7年第3回北広島町議会定例会）

令和7年9月4日  
午前10時開会  
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第4号	専決処分の報告について (町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第5	報告第5号	専決処分の報告について (町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第6	報告第6号	専決処分の報告について (草刈作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第7	報告第7号	専決処分の報告について (民泊中の物損に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第8	報告第8号	令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第9	議案第50号	令和6年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第10	議案第51号	令和6年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	議案第52号	令和6年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	議案第53号	令和6年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	議案第54号	令和6年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	議案第55号	令和6年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	議案第56号	令和6年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	議案第57号	令和6年度北広島町下水道事業会計決算の認定について
日程第17	発議第5号	決算審査特別委員会の設置について
日程第18	議案第58号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
日程第19	議案第59号	北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第60号	町道の路線の認定について

日程第21	議案第61号	町道の路線の変更について
日程第22	議案第62号	令和7年度北広島町一般会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第63号	令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第64号	令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第25	議案第65号	令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）
日程第26	議案第66号	令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第2号）
日程第27	議案第67号	令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第28	議案第68号	令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第29	議案第69号	令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第30	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	亀岡純一	2番	宮本裕之	3番	坂本伸次
4番	石坪隆雄	5番	佐々木正之	6番	伊藤淳
7番	中村忍	8番	沼田真路	9番	伊藤立真
10番	泉田暁彦	11番	敷本弘美	12番	湊俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	増田隆
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	矢部芳彦	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	川手秀則	総務課長	中川克也	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	小椿治之	税務課長	植田優香
町民保健課長	迫井一深	福祉課長	細居治	こども家庭課長	芥川智成
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	大本賢一郎
建設課長	藤井尚志	消防長	笠道宏和	教育課長	植田伸二
会計管理者	大畑紹子				

5. 職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 大内由美子

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。さきの議会運営委員会において、省エネ、節電対策の取組の一環として、本議会における服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するように努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、亀岡議員、2番、宮本議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定について議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日9月4日から22日までの19日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月22日までの19日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は、配付しておりますとおりでありますが、その中から若干申し添えておきます。7月24日、広島県立総合体育館アリーナにおいて、令和7年度全国高等学校総合体育大会開会式が行われ、出席いたしました。大会の運営には、地元広島県の高校生が関わり、約1か月間にわたり開催される大会の開会にふさわしい若さあふれるすばらしいものとなりました。7月31日、国道186号整備促進協議会並びに国

道191号の改良整備促進期成同盟会で、国土交通省、関係国会議員に要望活動を行いました。8月6日、広島市原爆死没者慰霊式平和祈念式に出席しました。被爆80年となる今年、平和の尊さを訴え続けていく必要性を重く受け止めました。8月19日、広島県市町トップセミナーに出席し、地域資源を活用したツアー造成、インバウンド対応に取り組んでおられる西谷雷佐氏の講演を聴講しました。8月23日、大阪・関西万博会場においてドミニカ共和国ナショナルデーが開催され、公式行事に町長とともに出席しました。これまでドミニカとの国際交流に関わってきた高校生、中学生もともに出席し、今後ますますの交流の輪が広がっていくことを願っております。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は配付しております請願・陳情受付簿のとおりです。会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に審査の付託をいたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。あらかじめ配付しておりますとおりです。朗読は省略いたします。また、地方自治法第243条の3第2項により、有限会社北広島町農林県公社、株式会社芸北プラモーション、株式会社どんぐり村、有限会社さんさん市の経営状況を説明する資料が提出されております。以上報告しておきます。以上で議長報告を終わります。次に町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。副町長。

○副町長（畑田正法） 9月定例会における行政報告につきまして主なものについて報告をいたします。行政報告書5ページをお願いいたします。危機管理課の関係であります。防災講習、まちづくり出前講座でございますけども、4月から7月の間、18会場にて行っております。11ページをお願いいたします。財政政策課の関係です。企業版ふるさと納税、令和7年度、これまで5件430万円の寄附をいただいております。続きまして16ページをお願いいたします。まちづくり推進課の関係です。ふるさと寄附金、一般分でございますけども、7月31日現在654件、2722万3000円の寄附をいただいております。続きまして26ページ、子ども家庭課の関係であります。上から4項目め、子ども第三の居場所管理運営事業でございます。この工事設計業務に当たりまして、設計業者を入札にて決定をしております。これから事業を推進してまいります。次に31ページをお願いいたします。環境生活課の関係です。脱炭素先行地域事業、第6回公募で選定された水と共生するまちづくり、町と県が連携した行政主導型小水力開発の提案について環境省と協議の上、事業計画書を作成し、承認を受けたところでございます。この事業内容につきましては本定例会において説明をいたします。続きまして34ページをお願いいたします。農林課の関係です。再ほ場整備事業につきまして、芸北亀山・雲耕地区におきまして、令和8年度採択に向けて事業区域の絞り込み、営農計画の作成協議、農振地域への編入手続、地権者、相続人調査などを実施しております。続きまして36ページをお願いいたします。商工観光課の関係であります。北広島町農山村体験推進事業、子プロ事業でございます。県内小学校5校の受入れをしております。また37ページになりますけども、修学旅行として県外の学校5校を受け入れております。以上でございます。教育関係につきましては教育長から報告をいたします。

○議長（湊俊文） 教育長。

○教育長（増田隆） 続いて教育課から行政報告いたします。主なもののみ報告させていただきます。まずは、41ページをご覧ください。学校教育活動では、上から5つ目の丸でございますが、第1回いじめ問題対策連絡協議会を7月28日に、第1回いじめ問題対策委員会を8月4日に開催いたしました。第1回町初任者研修会を8月19日に開催しました。今年の対象者は

小学校に2名であります。次に42ページをお願いします。上から2つ目の丸です。今年度の北広島町立学校夏季研修会を8月22日に開催しました。講師は、三重大学教育学部の松浦直己教授にお越しいただいて、「根拠に基づいた保護者理解、保護者対応について」という演題でご講演をいただきました。大変貴重な講演なので、今回は町内の3つの高等学校、それから安芸高田、安芸太田の教育委員会にもお声かけをしたところ、多数ご参加をいただき、ともに研修を深めることができました。次に、安全・安心な学校施設では、大朝小学校校舎石綿撤去工事、1つ飛んで、大朝小学校体育館、大朝学校給食共同調理場解体工事をそれぞれ実施しています。43ページをお願いします。次に、今年で11年目を迎えました北広島ふるさと夢プロジェクト事業では、5年生の町内民泊事業を4グループに分けて芸北地域と豊平地域で実施いたしました。次に、2020年東京オリンピックホストタウン推進事業では、駐日ドミニカ共和国大使ペレス大使を8月6日にお招きをいたしました。万博国際交流プログラム事業では、8月23日の大阪・関西万博ドミニカ共和国ナショナルデーに芸北分校生、千代田高校生、芸北中学校生13人が参加をしております。44ページ以降は記載のとおりです。以上で教育課の行政報告を終わります。

○議長（湊俊文） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。これをもって諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 報告第4号 専決処分の報告について

日程第5 報告第5号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第4、報告第4号、専決処分の報告について及び日程第5、報告第5号、専決処分の報告についてを一括議題とします。以上2件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは報告第4号から報告第5号につきまして、一括して概要を説明します。議案集の4ページから6ページをお願いします。報告第4号及び報告第5号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。以上の詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 報告第4号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集4ページ、5ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集5ページ、専決処分第4号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和7年6月20日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、令和6年12月11日午後7時30分頃、新郷57番付近、町道新郷1号線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより右側前輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、①町は相手方に対し、損害賠償として1万2631円の支払い義務があることを認め、これを支払う。②町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は1万2631円で、

内訳は、タイヤ交換費総額2万6262円の5割でございます。続きまして、報告第5号、専決処分報告についてご説明申し上げます。議案集6ページ、7ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、議案集7ページ、専決処分第6号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和7年8月12日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容について説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要は、令和7年4月12日午後1時14分頃、今吉田字前沢11437番6付近、町道勝田落合線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより左側前輪タイヤを損壊したものです。3、和解内容は、①町は相手方に対し、損害賠償として2万8723円の支払い義務があることを認め、これを支払う。②町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は2万8723円で、内訳はタイヤ交換費総額4万7872円の6割でございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 2件についてこれより質疑を行います。質疑はありますか。5番、佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木です。4号と5号、現在の道路状況はどのようになっているでしょうか。分かる範囲でお知らせください。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 事故の原因となった陥没に関しましては修繕を行っております。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第4号、専決処分報告について及び、報告第5号、専決処分報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第6号 専決処分報告について

日程第7 報告第7号 専決処分報告について

○議長（湊俊文） 日程第6、報告第6号、専決処分報告について及び日程第7、報告第7号、専決処分報告についてを一括議題とします。以上2件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは報告第6号から報告第7号につきまして一括して概要を説明します。議案集の8ページをお願いします。報告第6号、専決処分報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、草刈り作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。議案集の10ページをお願いします。報告第7号、専決処分報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、民泊事業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。以上詳細につきましては各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 報告第6号、専決処分報告について教育課からご説明申し上げます。議案集の8ページ、9ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、草

刈り作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案集9ページ、専決処分第5号、令和7年8月5日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要です。令和7年6月4日午前11時頃、北広島町立芸北中学校敷地において、学校管理者が草刈り作業中、駐車場に停車中の相手方所有の自家用車の前方ガラスを損害させたものです。3、和解内容です。①町は相手方に対し、損害賠償として15万3098円の支払い義務があることを認め、これを支払う。②町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償額は15万3098円で、内訳としましては前方ガラスの修繕費です。続きまして、報告第7号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。議案集10ページ、11ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、民泊事業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、議案集11ページ、専決処分第7号、令和7年8月20日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。1、相手方の住所及び氏名は記載のとおりです。2、事故の概要です。令和7年7月23日午後4時頃、被害者宅において民泊体験中の児童が転倒し、被害者宅の扉のガラスを損害させたものです。3、和解内容です。①町は相手方に対し、損害賠償として1万1000円の支払い義務があることを認め、これを支払う。②町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償額は1万1000円で、内訳としましては扉のガラスの修繕費です。以上で教育課からの報告を終わります。

○議長（湊俊文） 2件についてこれより質疑を行います。質疑はありますか。6番、伊藤淳議員。

○6番（伊藤淳） 6番、伊藤淳です。2点確認です。専決処分第5号で、草刈り作業中、何度か起こっているものなんですけども、ひもかチップかの部分をお聞きすると、ひもの場合、車に関してシートなど保護する対策をしていたかというのでお聞きします。今までの経緯等含めてがありましたので、そこをお聞きいたします。もう一点、ガラスを損害させた専決処分第7号に関して、児童のけがはなかったかどうか確認をさせていただきます。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） まず、1点目のご質問。ひもかチップということでございます。これはひもでございます。防護対策はどうかというところでございます。距離があったというところで特別な防護対策ができていなかったということでございます。2つ目のご質問、児童のけがはどうかというところでございますが、けがはございませんでした。以上でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○6番（伊藤淳） 第7号に関しては確認しました。6号のほうで、今までもこういうことがずっと続けて起こっていますので、その際も対策をしていくということだったんですけども、同じように起こったので、今後の対策を改めてお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） これまでもご報告の中で、しっかりとした防護対策をすとしておりました。前回からの改善点でいきますと、昨年度から各校に草刈りの予算、草刈りに対する予算措置をさせてもらって、学校管理者がそういうことはなるべくしない状況はつくってまいったんですけども、その上で施設管理をする中で起こってしまいました。改めて防護対策を徹底するとともに再発防止に努めてまいります。以上です。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第6号、専決処分の報告について及び報告第7号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 報告第8号 令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（湊俊文） 日程第8、報告第8号、令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案集の12ページをお願いします。報告第8号、令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 報告第8号、令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により財政政策課からご報告いたします。なお、同法律に基づきまして、監査委員の審査を受けました結果は、別紙審査報告書のとおりでございますので、併せてご覧いただければと思います。それではご報告させていただきます。まず、健全化判断基準項目及び本町における早期健全化基準について説明をいたします。実質赤字比率につきましては、普通会計の赤字比率を示すもので13.40%、連結実質赤字比率は、全会計の赤字比率を示すもので18.40%、実質公債費比率は、公債費に係る一般会計等負担額を示すもので25.0%、将来負担比率は第三セクターを含めた負債額を示すもので350.0%であり、この4項目のうち1項目でも基準以上である場合、早期健全化団体として財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を図ることが求められております。また、将来負担比率を除きますさらに別に設定された財政再生基準の3項目、実質赤字比率20%、連結実質赤字比率30%、実質公債費比率35%、このうち1項目でも基準以上である場合、財政再生団体として財政再生計画を策定し、国などの関与により確実な再生を図らなければなりません。それでは本町の数値を申し上げます。まず、実質赤字比率でございますが、普通会計において、実質収支が黒字であったことから、該当しておりません。次に連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計の全会計を連結した実質収支が黒字であったことから、こちらにつきましても該当しておりません。次に、実質公債費比率でございます。数値は12.1%で、基準であります25%未満であり、前年度数値であります12.2%より0.1ポイント改善しております。次に、町の全会計に一部事務組合及び第三セクターを含めた全負債額の比率であります将来負担比率でございます。数値は44.3%で、基準350%未満ではあるものの、前年度数値であります37.0%より7.3ポイント悪化をしております。続きまして、公営企業の資金不足比率についてご説明申し上げます。この比率は、公営企業会計における資金不足について、その事業規模に対する比率を表すものでございますが、本町では、対象となる公営企業法適用事業の下水道事業、非適用事業の電気事業特別会計の決算において資金不足はございませんでし

た。以上、本町におきましては早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、資金不足比率も不足額を生じていないこと、いわゆる健全な財政状況であることをご報告いたします。しかしながら、今後も住民ニーズや施策課題への対応、価格高騰への対応など現在直面している社会情勢に対応していく必要がございます。こうしたことも踏まえながらも、引き続き健全で計画的な財政運営に努めてまいります。なお、この結果につきましては広報紙やホームページ等で公表いたします。以上で財政政策課からの報告を終わります。

- 議長（湊俊文） 本件についてこれより質疑を行います。質疑はありますか。1番、亀岡議員。
- 1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。結果として健全であるということでありましたけれども、1つだけ、将来負担比率であります。350%からすればかなり低い数字ではあるんですけども、前年度からの悪化の原因についてお尋ねしたいと思います。
- 議長（湊俊文） 財政政策課長。
- 財政政策課長（国吉孝治） 将来負担比率、昨年度より悪化をしているという結果になっております。原因としましては、算定数値の中での計算方法の中に入ってまいります地方債の現在高、こちらのほうが増になっていること、もう1点は、将来負担ということで債務負担行為を数値の中に取り込んでいかなければなりません。昨年度、ESCO事業で電気のほうをLED化をさせていただいたというのがございます。そちらのほうは単年度での支払いではなく、将来負担が発生するというようなことになっておりますので、金額のほうは上昇した。併せて将来負担比率のほうも若干上昇したというような結果になっております。以上でございます。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第8号、令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 議案第50号 令和6年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

日程第16 議案第57号 令和6年度北広島町下水道事業会計決算の認定について

- 議長（湊俊文） 日程第9、議案第50号、令和6年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、議案第57号、令和6年度北広島町下水道事業会計決算の認定についてまでの決算認定関係8議案を一括議題とします。以上、8議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案集の13ページから20ページまでをお願いします。議案第50号、令和6年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第57号、令和6年度北広島町下水道事業会計決算の認定についてまで、8会計の決算認定議案について説明します。議案第50号から議案第56号までは、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。議案第57号は地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。
- 議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。次に、令和6年度北広島町一般会計・特別会計及び事業会計の決算審査8件について、山根代表監査委員から審査結果並びに監査意見の報告を受けます。山根代表監査委員。

- 代表監査委員（山根千昭） 代表監査委員の山根でございます。令和6年度北広島町決算審査報告を行います。さきに町長より依頼がありました令和6年度北広島町各会計の歳入歳出決算審査につきましては、去る7月29日から8月4日までの間で実質5日間、森脇監査委員とともに審査を行いました。審査結果につきましては、お手元にお配りしております北広島町決算審査意見書のとおりであります。審査の手續と結果につきましては、町長より提出された各会計決算書並びに財産に関する調書に関して関係法令に適合して調製されているか否かについて、その関係帳簿等照合し、併せてその予算執行の状況について関係各課より説明をいただき、審査を行いました。審査の結果でございますが、令和6年度北広島町各会計歳入歳出決算8件につきましては、関係法令に準拠して調製されており、いずれも誤りのないものと認められました。意見書の2ページから7ページまでは決算状況に係る総括意見を掲げています。8ページ以降は、一般会計の歳入歳出の予算執行状況、20ページ以降は、特別会計・事業会計の予算執行状況について掲載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。また、令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告につきましても併せて提出しておりますので、申し添えておきます。以上をもちまして、監査委員の令和6年度北広島町決算審査報告とさせていただきます。令和7年9月4日 北広島町代表監査委員山根千昭。
- 議長（湊俊文） これをもって山根代表監査委員の報告を終わります。山根代表監査委員、森脇監査委員には、夏の大変暑い時期に長期にわたり審査をしていただき、大変お疲れさまでございました。なお、決算認定関係8議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 発議第5号 決算審査特別委員会の設置について

- 議長（湊俊文） 日程第17、発議第5号、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。先ほど町長より提案のありました令和6年度北広島町決算認定関係8議案については、さきの議会運営委員会で協議が行われ、決算審査特別委員会を設置し、審査を付託するよう決定されました。したがって、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、令和6年度北広島町決算認定関係8議案については、議長を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定しました。なお、決算審査特別委員会委員長に9番、伊藤立真議員、副委員長に4番、石坪議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会委員長に9番、伊藤立真議員、副委員長に4番、石坪議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第58号 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

#### 日程第19 議案第59号 北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第18、議案第58号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例及び日程第19、議案第59号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の2議案を一括議題とします。以上2議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは議案第58号から議案第59号につきまして一括して概要を説明します。議案集21ページをお願いします。議案第58号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に準じ、仕事と育児の両立支援に関する法改正に伴い、関係条例の一部改正について町議会に提案するものです。議案集の30ページをお願いします。議案第59号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、消防団員の定員を本町の実情に合ったものとするため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。以上詳細につきましては各担当から説明します。
- 議長（湊俊文） 総務課長。
- 総務課長（中川克也） 議案第58号、職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について総務課からご説明申し上げます。議案集21ページをお願いいたします。本条例は、人事院勧告に準じて地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、関係する条例の改正を行うものです。改正のポイントは、育児を行う職員の仕事と家庭の両立を一層容易にするため、部分休業制度の取得パターンの拡充を行うとともに、仕事と育児の両立支援制度等の利用に関する意向確認のための措置を講じるものです。第1条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、現行の1日につき2時間を超えない範囲内で取得できる部分休業に加え、1年につき10日を超えない範囲内で取得可能な部分休業の拡充に伴う改正を行うものです。続いて、議案集24ページをお願いいたします。第2条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、先ほどの第1条の改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供、意向確認、配慮を行うようにする改正を行うものでございます。本条例の改正は、いずれも令和7年10月1日から施行するものでございます。以上、総務課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 議案第59号、北広島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、危機管理課からご説明申し上げます。議案集の30ページをお願いします。本条例は、消防団員の定員を本町の実情に合ったものとするため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。改正点は、第2条における団員の定数、現行720人を620人に改めるものです。なお、附則において、本条例の施行日を令和7年10月1日としています。提案理由です。少子高齢化、人口減少、特に若年層の減少の影響により消防団員の確保が課題となる中、現在の消防団実員数は611人であり、条例定員と100人以上のかい離が生じています。本町の実情を踏まえ、おおむね現状維持を目標に定員数を減じるものです。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上2議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 20 議案第 60 号 町道の路線の認定について

日程第 21 議案第 61 号 町道の路線の変更について

○議長（湊俊文） 日程第 20、議案第 60 号、町道の路線の認定について及び日程第 21、議案第 61 号、町道の路線の変更についての 2 議案を一括議題とします。以上 2 議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは議案第 60 号から議案第 61 号につきまして一括して概要を説明します。議案集の 32 ページをお願いします。議案第 60 号、町道の路線の認定について説明します。本案は、千代田インターチェンジ前交差点から千代田インターチェンジバス停までを歩行者専用道として整備し、認定道路とするため町議会の議決を求めるものです。議案集 34 ページをお願いします。議案第 61 号、町道の路線の変更について説明します。本案は、国道 433 号の改良に伴い、町道の起点を変更し認定することについて町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては担当から説明します。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（藤井尚志） 議案第 60 号、町道の路線の認定について、建設課からご説明申し上げます。議案書 32、33 ページをお願いいたします。路線番号 33650、町道千代田インターチェンジ前線の起点・終点、延長につきましては記載のとおりです。議案第 60 号の資料をお願いいたします。提案理由としましては、町は高速バスを利用する通勤通学者の増加に伴って、令和 5 年度にバス停に近接する町役場の敷地内にパーク＆ライドのための駐車場を増設し利用促進を図っております。しかしながら、既存歩道を利用する現状経路は迂回感が強く、増設した駐車場が十分に利用されていない現状があるため、駐車場から千代田インターチェンジバス停までを最短で結ぶ千代田インターチェンジ前交差点から千代田インターチェンジバス停までの 78.2 メートルを歩行者専用道として認定、整備することでパーク＆ライドの利用促進を図るものでございます。続きまして、議案第 61 号の町道の路線の変更についてご説明申し上げます。議案書 34、35 ページをお願いいたします。路線番号 34226、下鶉木線の新旧起点・終点、延長につきましては記載のとおりです。議案第 61 号の資料をお願いいたします。提案理由としましては、広島県が実施する国道 433 号の道路改良工事に伴い、町道下鶉木線の付け替えが行われたため、起点を変更し、延長を 550 メートルとするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上 2 議案については、後日、審議採決を行います。ここで暫時休憩を取ります。11 時 5 分までといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10 時 55 分 休 憩

午前 11 時 05 分 再 開



日程第 2 2 議案第 6 2 号 令和 7 年度北広島町一般会計補正予算（第 2 号）から

日程第 2 9 議案第 6 9 号 令和 7 年度北広島町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（湊俊文）再開します。日程第 2 2、議案第 6 2 号、令和 7 年度北広島町一般会計補正予算第 2 号から、日程第 2 9、議案第 6 9 号、令和 7 年度北広島町下水道事業会計補正予算第 1 号までの 8 議案を一括議題とします。以上 8 議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは令和 7 年度補正予算の概要について一括して説明します。令和 7 年度補正予算書の 4 ページをお願いします。議案第 6 2 号、令和 7 年度北広島町一般会計補正予算第 2 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 5 0 0 0 万円を追加し、予算の総額を 1 6 1 億 5 0 0 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、大朝海洋センター体育館改修事業実施のほか、脱炭素先行地域事業の実施、町道等の除雪による町内生活道路等の安全確保などを計上しております。なお、人件費につきまして 4 月の人事異動などによる各会計間、予算科目間で所要の調整を行っております。また、第 2 表には地方債補正を目的別に計上しております。次に、補正予算書の 6 5 ページをお願いします。議案第 6 3 号、令和 7 年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 0 0 万円を追加し、予算の総額を 2 1 億 9 5 0 0 万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、財政調整基金への積立て及び人事異動による職員給与費の調整などを計上しております。次に補正予算書の 8 3 ページをお願いします。議案第 6 4 号、令和 7 年度北広島町介護保険特別会計補正予算第 1 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 2 0 0 万円を追加し、予算の総額を 3 1 億円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、介護給付費準備基金への積立て及び国費等の返還金などを計上しております。次に補正予算書の 1 0 2 ページをお願いします。議案第 6 5 号、令和 7 年度北広島町電気事業特別会計補正予算第 1 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更しませんが、歳入予算においては繰越金の計上による調整を行い、歳出予算においては、職員手当等人件費の調整を計上しております。次に補正予算書の 1 1 3 ページをお願いします。議案第 6 6 号 令和 7 年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第 2 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額は変更しませんが、歳入予算において繰越金の計上による調整を行っております。次に補正予算書の 1 1 9 ページをお願いします。議案第 6 7 号、令和 7 年度北広島町診療所特別会計補正予算第 1 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0 0 万円を追加し、予算の総額を 1 億 6 1 0 0 万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、人事異動による職員給与費の調整及び予備費の調整などを計上しております。次に補正予算書の 1 3 4 ページをお願いします。議案第 6 8 号、令和 7 年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 0 万円を追加し、予算の総額を 3 億 8 4 8 0 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金及びシステム改修費の追加などを計上しております。続きまして北広島町下水道事業会計補正予算書第 1 号の 3 ページをお願いします。議案第 6 9 号、令和 7 年度北広島町下水道事業会計補正予算第 1 号です。本案は、収益的収入におい

て既決の収入予定額に242万6000円を追加し、収入予定額を10億3367万円とし、収益的支出において、既決の支出予定額から214万3000円を減額し、支出予定額を10億2876万2000円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、固定資産の減価償却費の追加、消費税及び地方消費税の減額などを計上しております。以上、各会計の詳細につきましては各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第62号、令和7年度北広島町一般会計補正予算第2号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。資料の令和7年度9月補正予算の概要及び主要施策をお願いいたします。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は6億5000万円の増額補正で、補正後の予算額は161億500万円となります。編成上のポイントとしましては、大朝海洋センター体育館改修事業の実施、脱炭素先行地域事業の実施、町道等の除雪による町内生活道路等の安全確保などがございます。本表下段には一般会計・特別会計の当初予算からの補正の状況、累計額などを掲載しております。次ページの3、9月補正予算主要施策等一覧表をお願いいたします。今回補正を行う主な事業につきまして、第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って記載しております。なお、表中右側に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。それでは内容について説明いたします。施策分野Ⅰ．活力ある産業の創造と成長では、中山間地域等直接支払制度による中山間地域等直接支払交付金2233万円、林業振興対策事業における設計委託料、工事請負費など1002万1000円の追加などを。施策分野Ⅱ．にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、生涯スポーツ推進事業におけるきたひろスポーツ推進強化支援事業補助金300万円、大朝海洋センター運営事業における監理委託料、工事請負費1397万9000円、豊平運動公園運営事業における高圧ケーブル修繕工事等318万2000円、火葬場管理運営事業における備品購入費など298万7000円、芸北オークガーデン運営事業におけるエアコン修繕工事457万6000円の追加などを。施策分野Ⅲ．安心して元気に暮らせる地域の創出では、予防接種事業における予防接種委託料の減及び健康被害救済補償金の追加による1945万9000円の追加などを。施策分野Ⅳ．生活基盤の強化・強靱化では、新エネルギー等普及啓発事業における脱炭素先行地域推進補助金等1億949万4000円、道路維持修繕事業における除雪委託料、町道維持修繕工事など1億3041万円、橋りょう維持修繕事業における橋りょう点検等委託料1500万円、公園等管理事業における薬師公園街路灯のLED化1500万円、農林水産施設7年災害復旧事業における災害復旧工事等2211万3000円、公共土木施設7年災害復旧事業における災害復旧工事等2199万8000円の追加などを。施策分野Ⅴ．住民のための行財政運営では、ふるさと寄附金事業における手数料、委託料1532万8000円、財政調整基金費における財政調整基金積立金8100万円、特定目的基金費における特定目的基金積立金、ふるさと寄附金積立金3750万円の追加などを。また、その他、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事業として定額減税補足給付金2145万2000円の追加を計上しております。なお、この一覧表中に資料と記載しております事業につきましては、事業目的、事業概要などの説明資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。次に、補正予算書の8ページ、第2表、地方債補正をお願いいたします。公共事業等債、災害復旧事業債、一般単独事業における緊急自然災害防止対策事業債、過疎対策事業債の追加により、補正後の借入限度額を総額で11億4890万円とするもので、

補正前より5850万円の増額となります。以上で財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議案第63号、令和7年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号について町民保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書74ページ、75ページをお願いします。1款1項1目一般管理費459万7000円の増額は、マイナ保険証周知広報リーフレット代として1万円、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修委託料として458万7000円になります。1款2項1目賦課徴収費の863万6000円の減額と5款1項1目特定健康診査等事業費の3万3000円の増額は、人事異動等に伴う人件費の調整になります。次のページをお願いします。5款2項1目保健衛生普及費15万円の増額は、健康ポイント付与事業を施行するための報償費になります。5款3項健康管理センター事業費の1目総合保健施設事業費17万1000円の増額と、2目歯科保健事業費の338万3000円の減額は、人事異動等に伴う人件費の調整になります。6款1項1目財政調整基金積立金を863万7000円増額します。次のページをお願いします。8款1項3目保険給付費等交付金償還金73万9000円の増額は、令和6年度に概算払交付を受けた国庫支出金等の精算になります。次に、歳入の事項別明細書70ページ、71ページをお願いします。3款1項1目保険給付費等交付金の15万円の増額は、歳出、保健衛生普及費で説明しました健康ポイント付与事業を施行するための特定財源になります。5款1項1目一般会計繰入金の403万8000円の増額は、人件費等の財源更正になります。5款2項1目財政調整基金繰入金を1908万円減額し、6款1項1目その他繰越金は、令和6年度からの繰越金として1529万7000円増額します。次のページをお願いします。9款2項国庫補助金の9目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金9000円の増額と10目子ども・子育て支援事業費補助金458万6000円の増額は、歳出一般管理費で説明しましたマイナ保険証周知広報リーフレット代と、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修委託料の特定財源としての補正になります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 議案第64号、令和7年度北広島町介護保険特別会計補正予算第1号について福祉課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書、予算書92ページ、93ページをお願いします。1款3項2目認定調査費等を13万3000円を増額、4款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費を7万5000円を増額、どちらも会計年度任用職員報酬を増額するもので、職員手当相当額を補正したことによるものでございます。4款3項1目総合相談事業費を8万2000円を増額、4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費を8万2000円を減額、どちらも職員手当等の人件費の補正を行うものでございます。予算書94ページ、95ページをお願いします。5款1項1目介護給付費準備基金積立金は1300万円を増額し、1353万6000円とします。これは令和6年度事業確定に伴う精算によるものでございます。7款1項2目償還金は1450万7000円を増額するもので、これは前年度の介護給付費補助金、地域支援事業費等交付金の事業費精算によるものでございます。7款2項1目一般会計繰出金は386万1000円を増額し、前年度の一般会計からの繰入金についての精算を行うものでございます。予算書96ページ、97ページをお願いします。8款1項1目予備費42万4000円の増額は調整額です。次に戻っていただきまして、歳入の事項別

明細書予算書88ページ、89ページをお願いします。1款1項1目第1号被保険者保険料1万7000円の増額は、歳出の補正に伴う保険料の負担割合分でございます。3款2項1目調整交付金3000円の増額、3款2項2目地域支援事業交付金1万5000円の増額、4款1項2目地域支援事業支援交付金2万円の増額、5款2項1目地域支援事業交付金9000円の増額、どちらも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分でございます。予算書90ページ、91ページをお願いします。6款1項1目利子及び配当金50万1000円の増額は、基金利子の補正でございます。7款1項3目地域支援事業繰入金1万1000円の増額は、過年度分の精算に伴う補正でございます。7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金23万3000円の増額も過年度分の精算に伴った補正でございます。7款2項1目介護給付費準備基金繰入金3422万5000円減額し、496万2000円とします。これは令和6年度事業確定に伴う精算によるものでございます。8款1項1目繰越金は、介護保険特別会計繰越金を6541万6000円増額し、6541万7000円とするものです。これは令和6年度が確定したことに伴う繰越金でございます。以上で福祉課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第65号、令和7年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号について農林課から説明申し上げます。電気事業特別会計予算事項別明細書歳出、予算書108ページ及び109ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費につきましては、人事異動等に伴います職員手当の減額及び共済費の増額補正を計上しております。続いて歳入を説明いたします。前に戻っていただきまして、事項別明細書歳入、予算書106ページ及び107ページをお願いいたします。3款2項1目基金繰入金につきましては、令和6年度繰越金の確定に伴いまして、基金繰入金の減額補正を行うものでございます。4款1項1目繰越金につきましては、令和6年度事業の繰越金を計上するものでございます。以上で農林課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 議案第66号、令和7年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第2号について管財課からご説明申し上げます。歳入の事項別明細書116ページ、117ページをお願いします。2款1項1目の芸北財産区基金繰入金について、実績に基づき10万8000円減額するものです。3款1項1目の繰越金につきましては10万8000円を増額し、10万9000円とするもので、前年度からの繰越し実績によるものです。以上で管財課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議案第67号、令和7年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号について町民保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書126ページ、127ページをお願いします。1款1項施設管理費66万5000円の減額は、職員給与費等の人件費の調整になります。2款1項医業費については、1目医療用機械器具費は、財源更正のみで、3目医薬品費の211万4000円の減額は、コロナワクチン購入費用の減額と带状疱疹ワクチン購入費用の増額、調整になります。次のページ、5款1項1目の予備費は調整になります。次に、歳入の事項別明細書124ページ、125ページをお願いします。1款1項4目その他診療収入については473万7000円を増額するもので、これは新型コロナワクチン、带状疱疹

疱疹ワクチンの接種費用でございます。1款2項1目諸検査等収入については、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料を計上しておりましたが、歳入科目錯誤により、さきに説明したその他診療収入に組み替えることから、当初計上分744万8000円を減額いたします。4款1項1目一般会計繰入金は、雄鹿原診療所分を21万8000円減額します。5款1項1目繰越金を472万9000円増額するもので、内訳は雄鹿原診療所が357万円、八幡診療所が115万9000円となります。7款1項1目病院事業債は20万円増額するもので、利用施設等設備整備費事業補助金の減額交付決定によるものとなります。これに伴い、120ページの第2表、地方債補正、病院事業債の借入限度額を100万円から120万円に増額しております。続きまして、議案第68号、令和7年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。歳入の事項別明細書140ページ、141ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費64万2000円の増額は、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修委託料になります。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金103万円の増額は、過年度分の保険料等負担金になります。5款1項1目予備費12万8000円の増額は調整によるものです。次に、歳入の事項別明細書138ページ、139ページをお願いいたします。3款1項1目事務費繰入金を42万7000円減額します。4款1項1目繰越金については、令和6年度からの繰越金として158万6000円増額します。6款1項1目国庫補助金64万1000円の増額は、歳出、一般管理費で説明しました子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム改修委託料の特定財源となります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第69号、令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算第1号について環境生活課からご説明申し上げます。別冊の令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算書第1号の3ページをお願いいたします。第2条収益的収入及び支出の補正についてですが、令和7年度北広島町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、営業外収益及び営業費用を増額し、営業外費用を減額するものでございます。詳細につきましては4ページをご覧ください。令和7年度北広島町下水道事業会計補正予算実施計画にてご説明いたします。収入の部の1款2項3目長期前受金戻入を242万6000円を増額します。続いて支出の部、1款1項2目処理場費を267万3000円及び1款1項4目減価償却費を433万8000円並びに1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費を84万6000円増額、1款2項2目消費税及び地方消費税を1000万円の減額をお願いするものでございます。当初予算では、長期前受金戻入額及び固定資産の減価償却費並びに消費税及び地方消費税を見込みとして計上しておりましたが、実際の額に合わせるためのものでございます。処理場費につきましては、施設を適切に維持管理するために必要な施設の修繕料を計上しております。また、支払利息及び企業債取扱諸費については企業債利息を計上しております。以上で環境生活課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、補正予算関係8議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

- 議長（湊俊文） 日程第30、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長（箕野博司） 議案集36ページをお願いします。諮問第2号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので町議会の意見を求めるものです。候補者の住所氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町中祖206番地、水野元さんです。以上1名の方の推薦をよろしくお願いいたします。
- 議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。お諮りします。諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、水野元さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、水野元さんを適任とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、9月11日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 39分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~